「『水道広域化推進プラン』の策定について」

(平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取組を進めていくため、都道府県に対し、平成34年度※末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

- (1)水道広域化推進プランについて 市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、広域 化の推進方針や、これに基づく当面の具体的取組の内容等を定めるもの。
- (2)策定主体、策定体制 策定は、<mark>都道府県</mark>が行うこと。

市町村財政担当課が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、関係部局が連携し一元的な体制を構築すること。

(3)策定スケジュール、公表等

平成34年度[※]末までに策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況 等に合わせ、適宜改定すること。

策定状況について、毎年度、調査・公表予定。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。

- (1)水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し 経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投 資額、給水原価等)に係る項目について、人口減少や更新投資需要の増大 等を反映し、現状と将来見通しを明らかにすること。
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果地域の実情を踏まえた広域化のパターンごとに、(1) の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、広域化の効果を明らかにすること。
- (3) 今後の広域化に係る推進方針等
- (1)及び(2)に基づき、今後の広域化の推進方針並びに今後進める広域 化の当面の具体的取組の内容(想定される広域化の圏域とその方策)及 びそのスケジュールについて記載すること。

3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項

- (1)策定のためのマニュアル 策定の参考となるマニュアルを今年度中に発出予定。
- (2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組 都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都 道府県の広域化推進プランに記載すること。
- (3)水道基盤強化計画との関係 水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画を見据え、これに先 立って策定するものであり、最終的には水道基盤強化計画に引き継 がれることを想定。
- (4) 都道府県水道ビジョン等との関係 水道広域化推進プランの策定に当たっては、都道府県水道ビジョン や、区域内の水道事業者が策定した経営戦略の記載内容の活用が 可能。
- (5)水道広域化推進プランに基づく取組の推進 水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、 都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、水道事業の広 域化に取り組むことが重要。

4. 地方財政措置等

水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象とするとともに、地方負担額について、平成31年度から平成34年度※までの間、普通交付税措置を講ずる。

また、水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費について、地方財政措置を講ずる。

(※令和4年度)